

知的財産侵害物品の差止件数は依然として高水準

(平成28年1月から6月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、平成28年1月から6月までの管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 輸入差止件数が引き続き高水準

- 輸入差止件数は、1,618件で、前年同期比25.5%の減少となったものの、4年連続で1,000件を超えました。

2. 中国来貨物の輸入差止件数及び点数が、ともに8割超

- 仕出国(地域)別の輸入差止件数では、中国が91.1%(前年同期93.1%)を占めました。
また、輸入差止点数も、中国が86.1%(前年同期95.1%)を占めました。

3. 5年ぶりの特許権侵害物品の差止実績

- 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品が件数、点数ともに最多ですが、5年ぶりに特許権侵害物品の差止めがありました。

4. 「自動車及び付属品」「衣類付属品」の輸入差止点数が大幅に増加 「携帯電話及び付属品」、「コンピュータ製品」などの差止めも引き続き増加

- 品目別の輸入差止点数では、自動車用ゴムマットなどの「自動車及び付属品」が前年同期比4.0倍(5,938点)、衣類用クリップなどの「衣類付属品」が前年同期比17.1倍(3,781点)となり大幅に増加しました。
- スマートフォンケースなどの「携帯電話及び付属品」は件数で前年同期比76.7%増、点数で前年同期比20.5%増、インクカートリッジなどの「コンピュータ製品」は件数で前年同期比44.8%増、点数で前年同期比2.5倍と件数、点数ともに増加しました。

【お問い合わせ先】

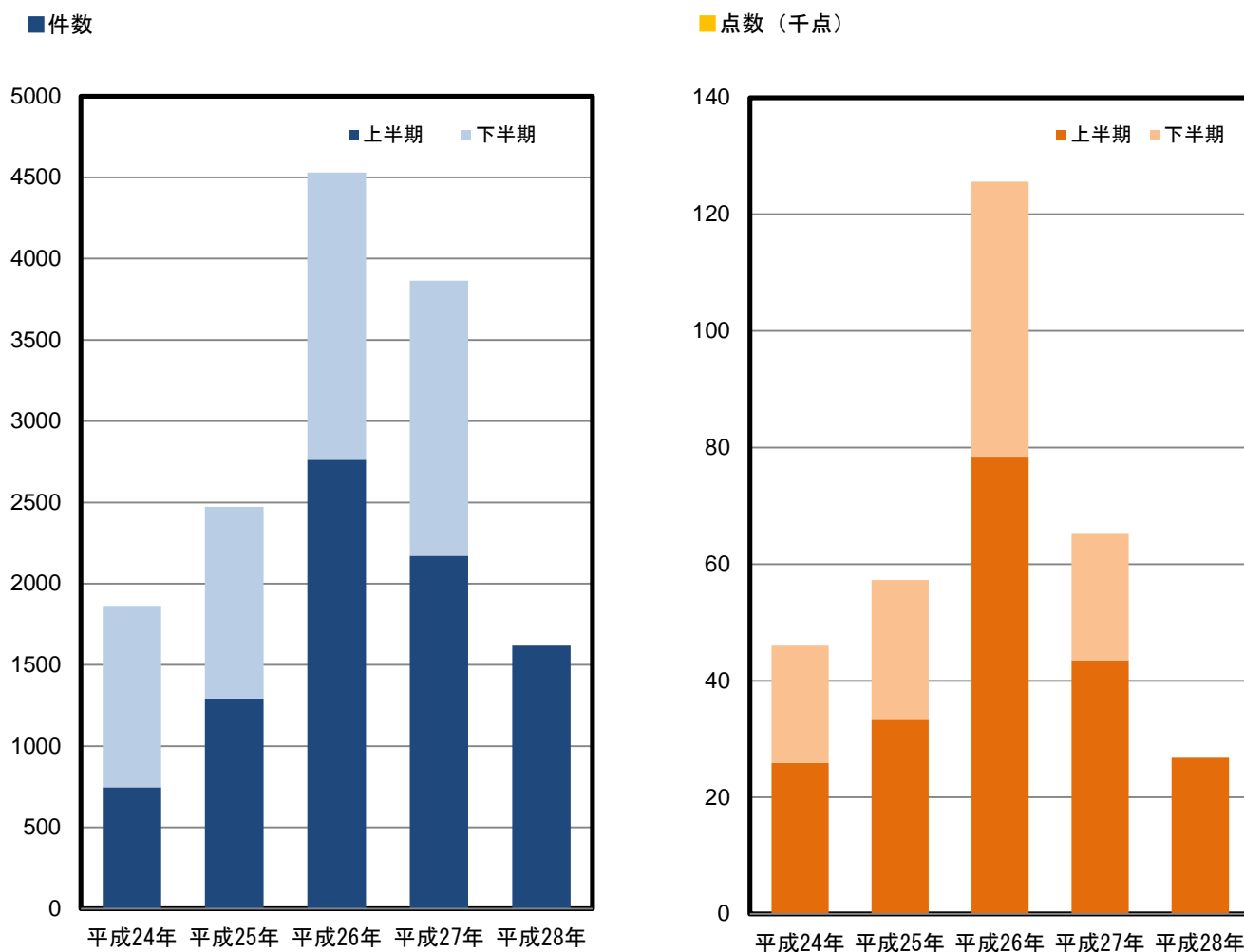
名古屋税関総務部税関広報広聴室
TEL: 052-654-4008

平成 28 年 1 月から 6 月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- 輸入差止件数は、1,618 件で、前年同期比 25.5%の減少となったものの、4 年連続で 1,000 件を超えました。また、輸入差止点数は、26,811 点で、前年同期比 38.3%の減少となったものの 20,000 点を超え、件数、点数ともに高水準にあります。
- 輸入差止点数が減少したのは、前年に多かった英語教材 CD やエクササイズ DVD などの「CD、DVD 類」が大幅に減少したほか、「医薬品」や「衣類」などが減少しました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

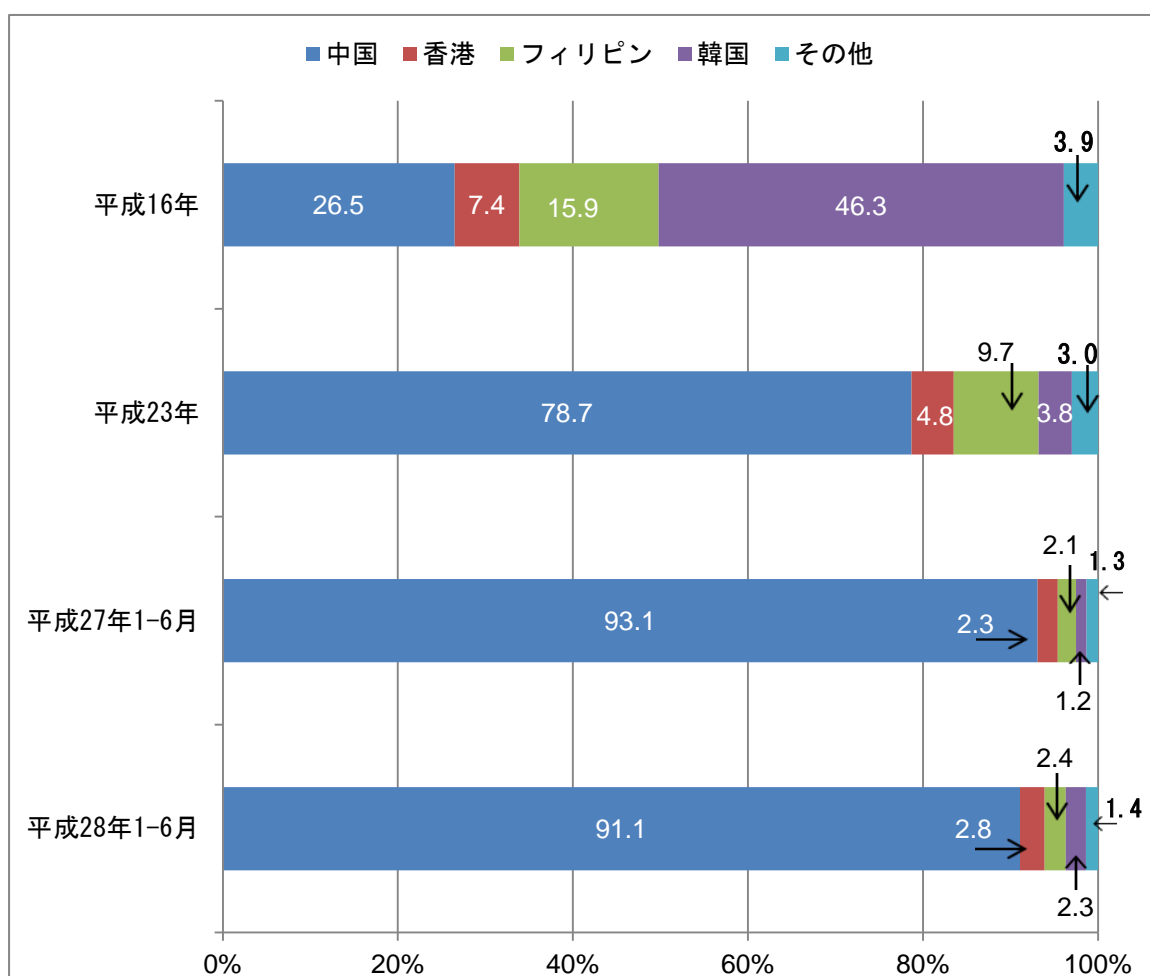


○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが 1,474 件（構成比 91.1%、前年同期比 27.1% 減）と前年同期の実績（2,022 件）と比べると減少しました。次いで香港が 45 件（同 2.8%、同 10.0% 減）、フィリピンが 39 件（同 2.4%、同 15.2% 減）でした。また、以前は差止件数の多かった韓国は、38 件（同 2.3%、同 52.0% 増）と前年同期比では増加したものの、引き続き低水準にあります。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが 23,092 点（構成比 86.1%、前年同期比 44.1% 減）と前年同期の実績（41,324 点）から減少しました。次いで香港が 1,406 点（同 5.2%、同 36.2% 増）、タイが 820 点（同 3.1%、同 10.6 倍）でした。

仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移

枠内の数字は構成比(%)



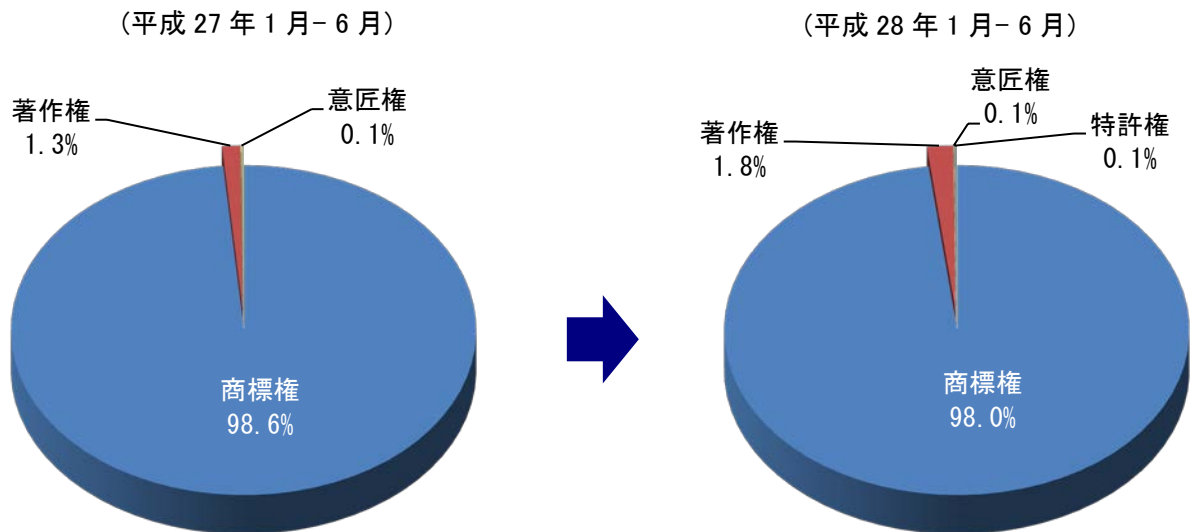
（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

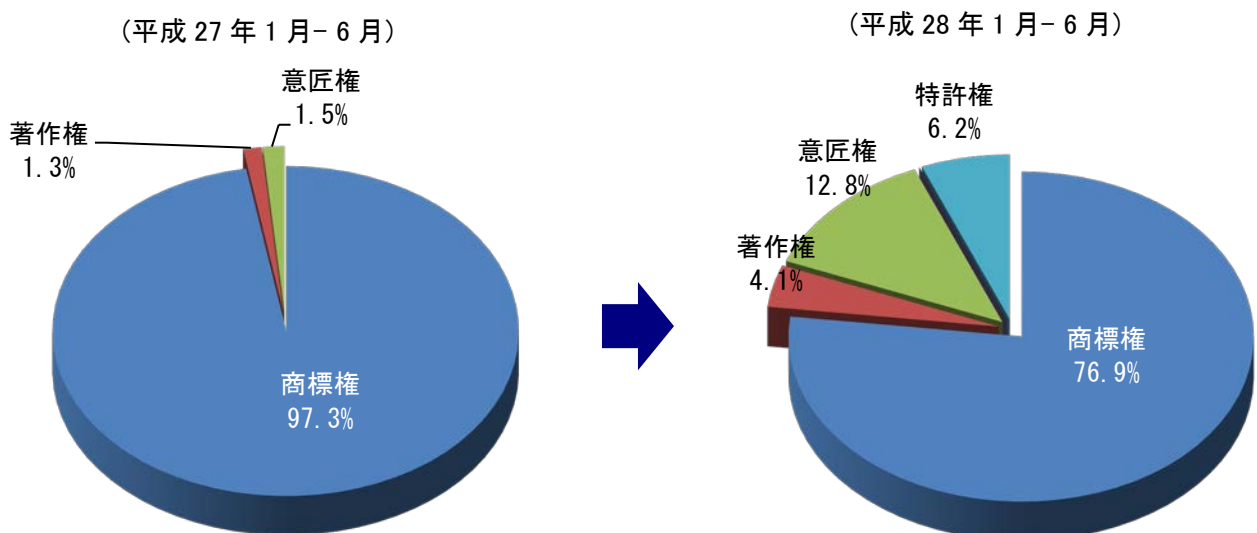
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 1,596 件（構成比 98.0%、前年同期比 25.6%減）で大半を占めています。
- 輸入差止点数も、商標権侵害物品が 20,625 点（同 76.9%、同 51.2%減）と大半を占めています。

各権利の保護対象は、13 ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

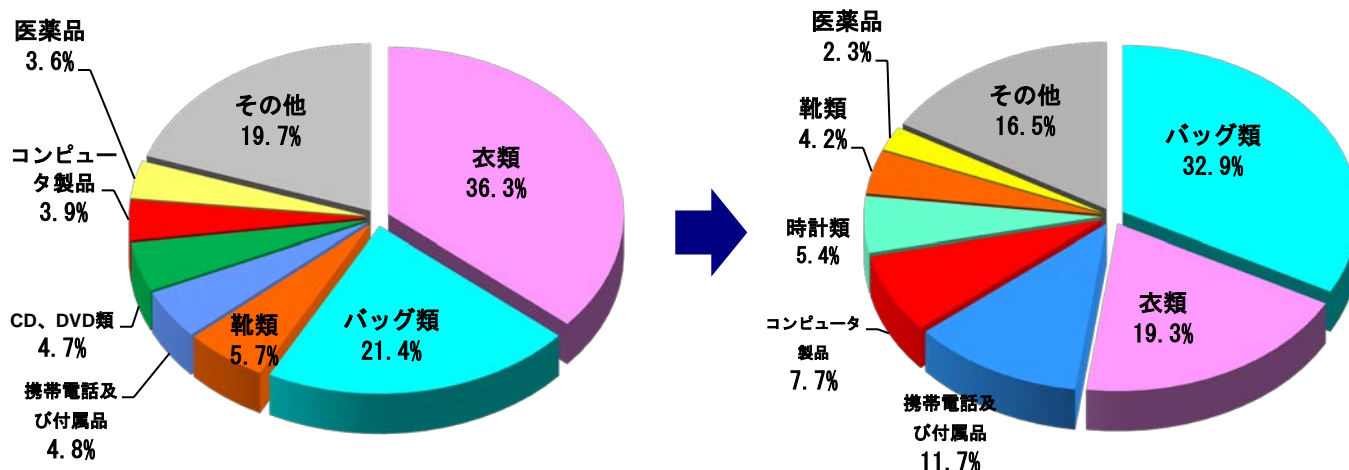
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、バッグ類が594件（構成比32.9%、前年同期比11.7%増）と最も多く、次いで衣類が348件（同19.3%、同61.5%減）、携帯電話及び付属品が212件（同11.7%、同76.7%増）でした。
- 輸入差止点数は、自動車及び付属品が5,938点（同22.1%、同4.0倍）と最も多く、次いで衣類付属品が3,781点（同14.1%、同17.1倍）、携帯電話及び付属品が2,460点（同9.2%、同20.5%増）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、携帯電話及び付属品（件数で前年同期比76.7%増、点数で前年同期比20.5%増）、コンピュータ製品（同44.8%増、同2.5倍）、運動用具（同8.3倍、同10.9倍）、帽子類（同42.9%増、同10.4%増）でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）

（平成27年1月-6月）

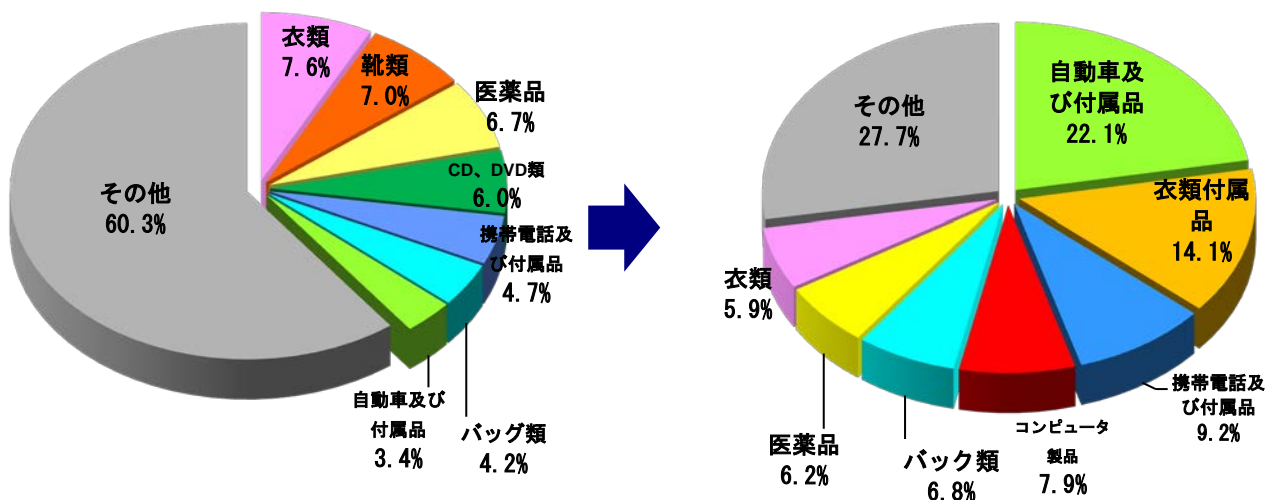
（平成28年1月-6月）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

（平成27年1月-6月）

（平成28年1月-6月）

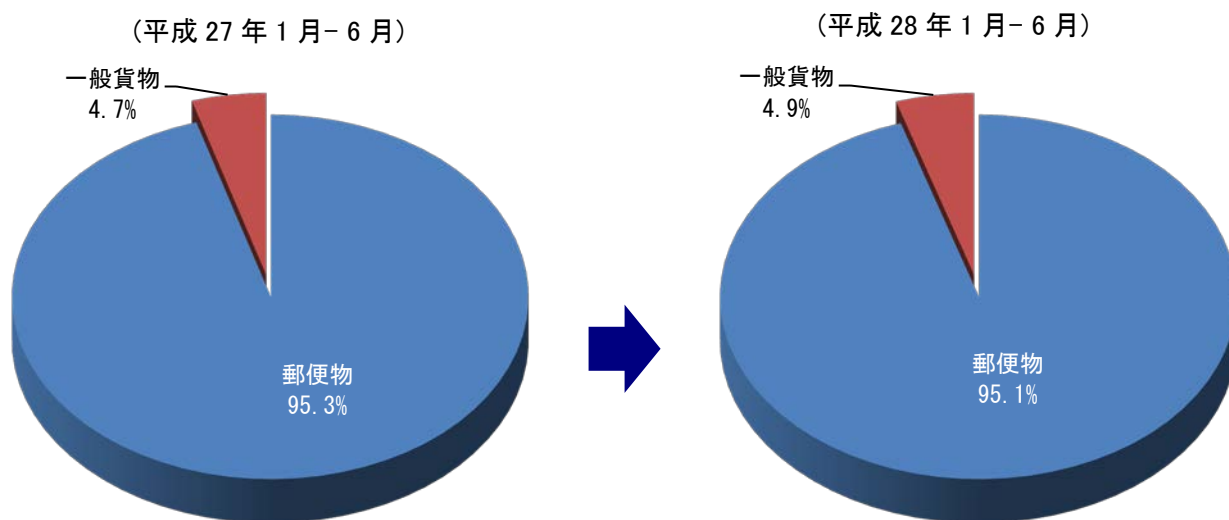


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

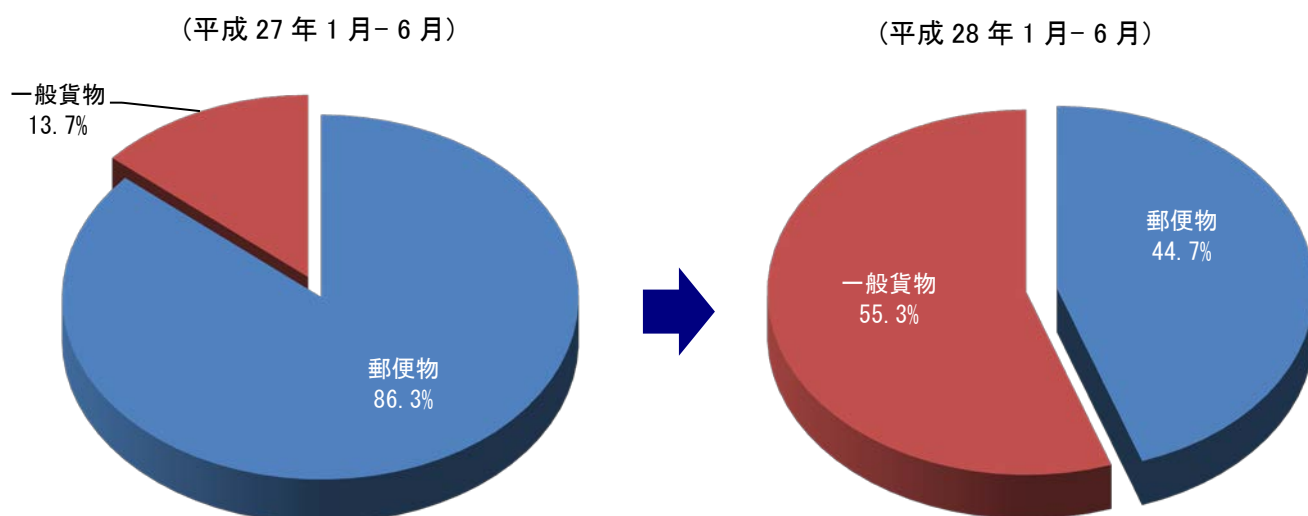
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が1,539件（構成比95.1%、前年同期比25.7%減）で大半を占めており、一般貨物は79件（同4.9%、同21.8%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が11,977点（同44.7%、同68.1%減）、一般貨物が14,834点（同55.3%、同2.5倍）で、一般貨物が多くなっています。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



平成28年1月から6月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年 1月-6月	平成28年 1月-6月	前年 同期比	構成比
中国	2,231	4,269	3,537	2,022	1,474	72.9%	91.1%
香港	88	99	83	50	45	90.0%	2.8%
フィリピン	58	66	103	46	39	84.8%	2.4%
韓国	13	42	90	25	38	152.0%	2.3%
タイ	5	9	12	7	9	128.6%	0.6%
台湾	1	1	1	1	3	300.0%	0.2%
インドネシア	2	6	7	5	2	40.0%	0.1%
マレーシア	4	5	4	3	1	33.3%	0.1%
シンガポール	54	17	5	0	1	100.0%	0.1%
パキスタン	1	1	0	0	1	全増	0.1%
上記以外の国	17	15	23	12	5	41.7%	0.3%
合計	2,474	4,530	3,865	2,172	1,618	74.5%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 27 年 1 月－6 月	平成 28 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
中国	43,945	113,454	59,415	41,324	23,092	55.9%	86.1%
香港	9,939	6,969	1,494	1,032	1,406	136.2%	5.2%
タイ	53	173	262	77	820	1064.9%	3.1%
韓国	1,333	878	1,764	205	742	362.0%	2.8%
フィリピン	705	1,531	1,303	524	563	107.4%	2.1%
台湾	17	1	3	3	102	3400.0%	0.4%
シンガポール	1,095	571	9	0	50	全増	0.2%
インドネシア	25	66	161	152	15	9.9%	0.1%
マレーシア	30	56	39	32	7	21.9%	0.0%
パキスタン	7	2,169	0	0	5	全増	0.0%
上記以外の国	112	131	706	113	9	8.0%	0.0%
合計	57,261	125,999	65,156	43,462	26,811	61.7%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 27 年 1 月－6 月	平成 28 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
特許権		0	0	0	0	1	全増	0.1%
		0	0	0	0	1,650	全増	6.2%
実用新案権		0	0	0	0	0	－	－
		0	0	0	0	0	－	－
意匠権		5	3	3	3	1	33.3%	0.1%
		709	23,873	645	645	3,433	532.2%	12.8%
商標権		2,444	4,485	3,811	2,145	1,596	74.4%	98.0%
		53,853	100,093	61,746	42,267	20,625	48.8%	76.9%
著作権		51	61	69	28	30	107.1%	1.8%
		2,699	2,028	2,765	550	1,103	200.5%	4.1%
著作隣接権		0	0	0	0	0	－	－
		0	0	0	0	0	－	－
回路配置利用権		0	0	0	0	0	－	－
		0	0	0	0	0	－	－
育成者権		0	0	0	0	0	－	－
		0	0	0	0	0	－	－
不正競争防止法 違反物品	周知表示	0	0	0	0	0	－	－
	混同惹起品	0	0	0	0	0	－	－
	著名表示	0	0	0	0	0	－	－
	冒用品	0	0	0	0	0	－	－
	形態模倣品	0	0	0	0	0	－	－
	営業秘密	0	0	0	0	0	－	－
	侵害品	0	0	0	0	0	－	－
	技術的制限手段 無効化装置	0	2	0	0	0	－	－
	0	5	0	0	0	－	－	
合計		2,474	4,530	3,865	2,172	1,618	74.5%	100.0%
		57,261	125,999	65,156	43,462	26,811	61.7%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 27 年 1 月－6 月	平成 28 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
バッグ類	764	1,136	1,025	532	594	111.7%	32.9%
衣類	349	1,773	1,293	904	348	38.5%	19.3%
携帯電話及び 付属品	110	243	214	120	212	176.7%	11.7%
コンピュータ製品	37	96	278	96	139	144.8%	7.7%
時計類	57	139	179	73	98	134.2%	5.4%
靴類	785	346	241	141	76	53.9%	4.2%
医薬品	279	435	170	90	42	46.7%	2.3%
眼鏡類及び付属品	73	189	202	80	41	51.3%	2.3%
キーケース類	79	95	108	71	35	49.3%	1.9%
運動用具	1	1	45	4	33	825.0%	1.8%
帽子類	34	65	53	21	30	142.9%	1.7%
身辺細貨類	34	95	137	86	29	33.7%	1.6%
ベルト類	65	102	79	42	27	64.3%	1.5%
自動車及び付属品	22	42	52	18	17	94.4%	0.9%
布製品	6	11	27	16	14	87.5%	0.8%
上記以外の品目	126	255	296	197	72	36.5%	4.0%
合計	2,474	4,530	3,865	2,172	1,618	74.5%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 27 年 1 月－6 月	平成 28 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
自動車及び付属品	1,021	1,724	2,819	1,480	5,938	401.2%	22.1%
衣類付属品	311	2,551	692	221	3,781	1710.9%	14.1%
携帯電話及び 付属品	8,411	10,684	4,435	2,041	2,460	120.5%	9.2%
コンピュータ製品	711	3,665	1,374	861	2,125	246.8%	7.9%
バッグ類	3,982	4,052	3,265	1,833	1,825	99.6%	6.8%
医薬品	10,077	14,527	6,312	2,910	1,665	57.2%	6.2%
衣類	4,671	8,098	6,938	3,320	1,595	48.0%	5.9%
CD、DVD類	836	1,254	3,156	2622	836	31.9%	3.1%
電気製品	1,670	24,961	920	470	438	93.2%	1.6%
帽子類	516	1,730	984	375	414	110.4%	1.5%
運動用具	1	3	607	32	349	1090.6%	1.3%
化粧品	0	24	271	133	321	241.4%	1.2%
時計類	157	525	729	320	179	55.9%	0.7%
眼鏡類及び付属品	3,310	2,407	805	474	133	28.1%	0.5%
文具類	6	1,024	143	20	130	650.0%	0.5%
上記以外の品目	21,581	48,770	31,706	26,350	4,622	17.5%	17.2%
合計	57,261	125,999	65,156	43,462	26,811	61.7%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 27 年 1 月－6 月	平成 28 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
郵便物	2,307	4,364	3,693	2,071	1,539	74.3%	95.1%
	43,968	87,795	56,096	37,526	11,977	31.9%	44.7%
一般貨物	167	166	172	101	79	78.2%	4.9%
	13,293	38,204	9,060	5,936	14,834	249.9%	55.3%
合計	2,474	4,530	3,865	2,172	1,618	74.5%	100.0%
	57,261	125,999	65,156	43,462	26,811	61.7%	100.0%

(注 1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品（保護対象）は

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、*回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）です。

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物

～

- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

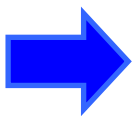
次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
② 拳銃、小銃、機関銃等

～

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品とといいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

○ 関税法第 109 条第 2 項、第 108 条の 4 第 2 項

知的財産侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。